

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、木沢地区土地改良事業共同施行から平成25年1月16日土地改良事業（非補助土地改良事業（木沢地区区画整理事業））の換地処分をした旨届出があった。

平成25年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造